

ウ AED（自動体外式除細動器）

倉吉未来中心には救急救命の知識・技術を持つ普通救命（AED）講習修了者を配置しています。

引き続き、心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、応急処置の習得・研鑽にさらに努めます。



エ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

利用者や来館者、職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システムを活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに、適切に運用管理します。

オ 指定避難所及び広域福祉避難所の開設

災害時、県からの要請があった場合、倉吉市の指定避難所として開設します。

また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所としても開設します。

災害時の有事の際には、関係各機関と連携し、応急対策の拠点施設としての役割を一層果たします。

(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者・来館者に気持ちよくご利用いただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

ア 苦情、トラブルの未然防止

(ア) 「職員の教育の徹底」

利用者等に気持ち良く利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- a いつも笑顔で爽やかな対応と清潔な身だしなみ
- b 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い

- c 心配りのある利用者等の立場に立った対応（電話、窓口業務等）
- d 専門的な知識、技術の研鑽

(イ)「定期的な施設、設備、備品の点検と巡回の実施」

- a 日ごろから設備、備品の点検を行います。
- b 定時巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置をします。

(ウ)「利用者等の声等への適切な対応」

- a 利用者等からの意見が苦情やトラブルに変わらないように、常に利用者等の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかに対応を図ります。
- b 施設の利用者等へアンケートを実施します。
- c 運営懇談会を年2回実施します。
- d 職員で苦情内容を共有し、統一理由での対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- e 清掃、警備、日常監視等の受託業者についても、倉吉未来中心のスタッフとして利用者等に接するように徹底します。

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

(ア)「苦情の受付」

- a 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- b 利用者等に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- c 利用者等と議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

(イ)「対応」

- a 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- b 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- c 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページ等で公開します。
- d 寄せられた苦情は、県・倉吉市に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。

(ウ)「原因の究明」

- a 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- b 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- c 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き、館内に設置することとし、設置業者の決定にあたっては、公告によるコンペティション方式により平成31年度から5ヵ年間の複数年契約を締結しました。

また、飲料については県内産商品の販売を促すとともに、来館者の多様性に対応するため、アイスクリームの自動販売機を新たに1台設置しました。自動販売機の選定にあたっては、ユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付、社会貢献活動の取組状況などを審査基準に設定しました。



【自動販売機】

なお、設置台数のうち1台は、障がい者就労施設へ委託しました。

	設置場所	設置台数
1	アトリウム休憩コーナー	4台（うち1台：アイスクリーム）
2	アトリウムなしっこ館横ロッカールーム内	2台（うち1台：福祉団体設置）
3	2階セミナールーム棟	2台
4	大ホール楽屋	1台

イ AED（自動体外式除細動器）の取扱い

倉吉未来中心会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。



【AED（自動体外式除細動器）】

ウ 県及び各市町村との連携等

（ア）事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県や倉吉市をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

（イ）災害等の有事の際の連携

倉吉未来中心は、災害対策基本法に基づく、倉吉市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、施設に関することや職員への対応に関すること、実施事業に関することなど多岐にわたります。それらは、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、施設で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては県に要望等をします。

ご意見・ご要望への対応方針・改善策は職員全員が共有し、今後の運営に反映させます。

また、ご意見・ご要望の回答は、ホームページ及び館内掲示で公開します。

（1）要望の把握方法

ア アンケート実施

施設の利用者には、利用後に「利用報告シート」をご記入いただき、利用に際してのご意見や感想を伺います。利用後の鍵返却時にご提出いただいた利用報告シートのご意見は、その場で利用者へ詳細を確認する体制とします。利用者以外の来館者の要望も伺うため、「ご意見箱」を館内に設置しています。このほか、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、ご意見・ご要望を頂戴し、主催公演でも鑑賞者へのアンケートを実施しています。

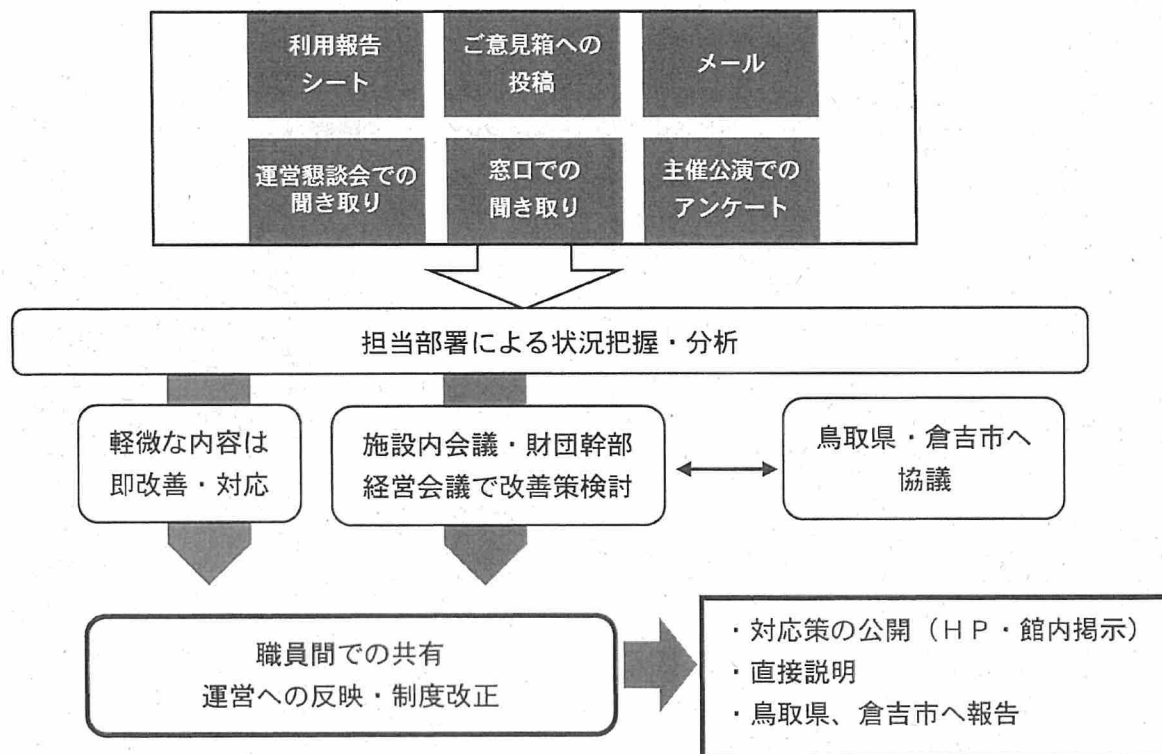
平成31年4月からは、従来の「施設利用完了報告書」の内容を見直し、「施設利用アンケート」という形で、倉吉未来中心を会場として選んだ理由や、利用後の満足度、職員への対応等のアンケートやご意見・ご要望について記載していただく内容としました。アンケートの分析結果を活かした運営を積極的に行うとともに、短所や要望を把握し速やかに対応しています。

イ 地域別懇談会（仮称）

地域懇談会（仮称）でいただいたご意見・ご提案も施設運営に反映させます。

（2）対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、次のとおり対応します。



（3）利用報告シート結果

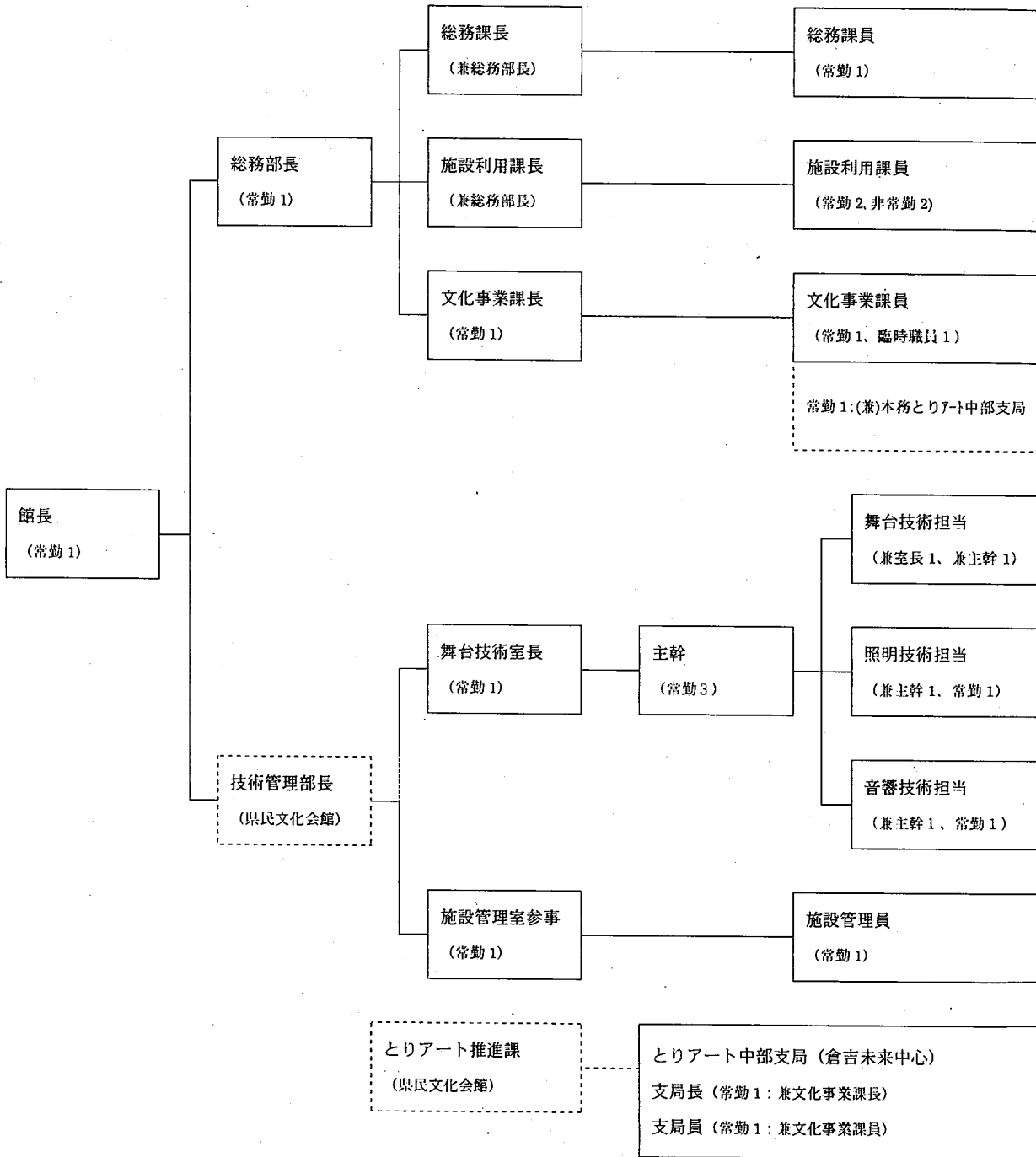
令和2年4月～11月にいただいた施設利用アンケート結果では、下記のとおり概ね満足いただいております。今後も利用したいというアンケート結果となっています。

【アンケート結果（一部）】

アンケート内容	選択肢	回答率
利用後の施設の満足度は？	「とても満足」又は「満足」	99.1%
今後も利用したいと思いますか？	「ぜひ利用したい」又は「利用したい」	99.9%
職員（窓口）の対応は？	「とても良い」又は「良い」	99.7%
職員（舞台）の対応？	「とても良い」又は「良い」	100.0%

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事、副部长、副室長等の職を設けることがあります。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・嘱託・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は県の予算決定により変動するとともに、事業の受託に伴う職員の配置は含まない組織図としています。

ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

加えて、課・室のライン強化、中核職員のモチベーションアップ及び自覚と行動改革を図るため、状況に応じて課長補佐職（主幹・主査職の兼務）を設置します。

(イ) 組織体制

a 施設利用対応・総務部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

b 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

c 舞台技術・施設管理部門

舞台技術部門は、実務経験豊富で、様々な資格を有した職員が運営に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。

施設の保全是、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

(ウ) 中部地域の文化芸術事業実施体制

中部地域における文化芸術事業を実施していくための専門部署として、文化事業課を県民文化会館企画制作部の駐在組織として位置付けているところです。中部地域の文化振興を推進する上でも組織の強化は必要と考え、同課職員を4名体制として事業の展開を図ります。

(エ) 事業の企画・運営を推進するための体制整備

令和3年度からは地域密着の取組（アウトリーチ活動）を拡充するとともに、事業の演出効果等を高めるなど、事業内容の更なる充実を図ります。そのため、専門的知識、技術を有する舞台技術室と企画制作部が一体となって事業の企画・運営を推進するための体制を整備します。

(オ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース創作公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、管理職全員参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一

体的に運営します。

(キ) 男女共同参画等の推進

財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に継続して取り組めます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	備考
館長	常勤	21日	○館の最高責任者として館運営を総括する	
総務部長	常勤	21日	○部の総括等及び職員の人事サービスに関する事等	
総務課長	常勤	21日	○課の総括、関係機関との連絡調整及び予算・決算に関する事等	(総務部長兼務)
総務課員(主査)	常勤	21日	○会計経理、物品の出納保管に関する事等	
施設利用課長	常勤	21日	○課の総括、施設の利用計画・利用促進、減免制度に関する事等	(総務部長兼務)
施設利用課員(主査)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等	
施設利用課員(主任)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・総合案内に関する事等	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用広報に関する事等	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用統計に関する事等	
文化事業課長	常勤	21日	○課の総括、県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の総括及び当該事業の実施に関する事等	財団経費
文化事業課員(主任)	常勤	21日	○地域との連携及び賑わいを創出する事業の実施に関する事等	
文化事業課員(主任)	常勤	21日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関する事等	(とりアート中部支局員兼務)

文化事業課員	臨時	20日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関すること等	
とりアート中部支局長	常勤	21日	○とりアート中部支局総括に関すること等	(文化事業課長兼務)
とりアート中部支局員(主任)	常勤	21日	○とりアート中部支局業務に関すること等	県補助金(文化事業課員兼務)
舞台技術室長 舞台技術担当(兼)	常勤	21日	○室の総括、職員の安全管理・技術力育成指導に関すること等 ○舞台技術の相談・助言・提供、舞台設備の利用及び舞台関係設備の保守管理に関すること等	
舞台技術室主幹 舞台技術担当(兼)	常勤	21日	○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関すること等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び舞台設備の利用に関すること等	
舞台技術室主幹 照明技術担当(兼)	常勤	21日	○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関すること等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関すること等	
舞台技術室主幹 音響技術担当(兼)	常勤	21日	○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関すること等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関すること等	
照明技術担当(主任)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関すること等	
音響技術担当(技師)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関すること等	
施設管理室参事	常勤	21日	○施設設備の保守点検に関すること等	
施設管理員(主査)	常勤	21日	○施設設備の保守管理に関すること等	

※県委託料ではなく他の財源(運用益)から充てる職員も含んでいます。

(3) 日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民、利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ 中間時間対応者の配置の充実

手薄になりがちな昼間(12:00~13:15)の時間帯及び夜間(18:00~)以降の受付時間(17:30~18:00)帯の勤務シフトを充実し、利用状況に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ 夜間受付対応者の配置

夜間利用や夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者(遅番)を22:00まで2名以上配置します。防犯上、うち1名は男性職員を配置します。

エ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、お客様へのサービス向上に努めます。

オ 役職者の配置

当日の利用申込の審査や利用者等からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の役職者を配置するようにします。出張、病欠等が重なり、いずれの者も配置できない場合においても、主幹級以上の職員を必ず1名以上配置します。

カ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込を行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制においては対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、県民文化会館の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置により対応します。

キ 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、原則として日中時（8:30～17:30）には施設管理担当職員を1名配置します。

また、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、ホールにおいて大規模催事が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名も配置します。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用について、当財団は常用労働者45.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を県民文化会館勤務で雇用しています。会館業務の全般に関わる補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するため、今後、検討することとしています。

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

令和2年2月1日現在

実務年数	人数	主な実務の内容
1年 (他所で40年経験有)	1	施設設備の維持管理、保守点検受託業者への指導
5年	1	〃

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

令和3年2月1日現在

資格の名称	資格の概要	保有人数
第3種電気主任技術者 (国家資格)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が法律上必ず置かねばならない電気保安の確保のための技術責任者。第3種：50,000V未満の電気工作物の保管監督ができる。	3

第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	4
1級電気施工管理技能士 (国家資格)	電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術。	1
電気通信工事担任者 (国家資格)	電気通信回線に端末設備、又は自営電気通信設備の接続工事を行い、又は監督する者	1
認定電気工事従事者	最大電力500kW未満の需要設備(「自家用電気工作物」という)のうち、電圧600V以下で使用する電気工作物の工事(電線路に係るものを除く)(簡易電気工事)に従事することができる者。	1
管理技術者	元請負の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)になる場合に当該工事現場に専任で配置される、施工の技術上の管理をつかさどる技術者	1
甲種防火管理者 (講習修了)	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者。	5
鳥取県防災士 (養成研修修了)	平常時に自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行うことができる。	1
危険物取扱者甲種 (国家資格)	消防法に基づく危険物の取り扱いを行うことができる資格。	2
危険物取扱者乙種第4類 (国家資格)	引火性液体(ガソリン、灯油、軽油、エタノールなど)の取り扱い、立会いができる資格。	1
甲種消防設備士第4類 (国家資格)	消防設備士:消防法に基づき、消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる。 甲種第4類:自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の工事、整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第1類 (国家資格)	乙種第1類:消火栓の整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第6類 (国家資格)	乙種第6類:消火器の点検をすることができる。	1
ボイラー技士(2級)	空調・温水ボイラーの操作、点検をすることができる。	2
第3種冷凍機械責任者	冷凍にかかわる高圧ガスを製造する施設において保安の業務を行う資格。	1
アーク溶接業務従事者 特別教育修了	属電極と被溶接物の間にアーク(火花)を発生させ、その熱を利用して溶接する方法であるアーク溶接を行う上で必要な資格。(施設管理職員1名)	1

(6) 文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社)全国公立文化施設協会等、その他団体が実施する研修会への過去3年間の参加実績

文化芸術及び舞台技術に係る研修に積極的に参加するとともに、管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

【文化芸術及び舞台技術に係る研修】

令和3年2月1日現在

【(公)全国公立文化施設協会等主催研修】	
・全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会	
・全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会	
・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研究会	
・地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会（中四国地域）	
・地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会（中四国地域）	
・劇場・音楽堂等 個別施設計画策定推進セミナー	
【その他団体主催研修】	
・鳥取県文化施設協議会 舞台技術研修会	
・鳥取県文化施設協議会 施設管理業務及び自主企画事業 合同研修会	
・島根県民会館 ステージテクニカルアカデミー	
・島根県舞台技術研修会	

【その他研修】

研 修 会 名	
・会計事務研修会	・とっとりエコサポーターズ養成講座
・入札談合等関与行為防止法研修会	・安全管理研修会
・新入社員向けメンタルヘルス研修会	・鳥取県 PPP/PFI 推進地域プラットホームセミナー
・環境マネジメント (TEAS) 研修	・公正採用選考人権啓発推進員研修会
・音響家技能認定講座	・若手社員セミナー
・保全業務マネジメントセミナー	・鳥取県女性リーダー育成セミナー
・気軽に筆談セミナー	・働き方改革関連法説明会
・新入社員（雇入れ時）安全衛生教育	・メンタルヘルス研修会
・あいサポーター研修	・アーク溶接等業務特別教育
・不当要求行為等対策研修会	・不当要求行為等対策責任者研修会
・KYT（危険予知）訓練	・防災士養成研修
・新型コロナウイルス感染症対策セミナー	・産業保健セミナー

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

令和3年2月1日現在

実務年数	人数	業 務	主 な 実 務 の 内 容
19年	1	舞台、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
19年	1	舞台、音響担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、音響技術に関する相談・助言・指導等の支援
19年	1	照明、映像担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、映像技術に関する相談・助言・指導等の支援
13年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
6年	1	照明、舞台担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、舞台技術に関する相談・助言・指導等の支援
2年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

令和3年2月1日現在

資格の名称	資格の概要	保有人数
第1種電気工事士 (国家資格)	500kw未満の自家用電気工作物の簡易電気工事および一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	1
第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	3
舞台機構調整技能士(音響) 2級(国家資格)	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	1
音響技術者1級 (日本音響家協会技能認定)	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	1
音響技術者2級 (日本音響家協会技能認定)	〃	2
サウンドシステムチューナー 2級(日本音響家協会技能認定)	ホール音響設備やコンサート音響システムを正しく接続・設置して、電気音響特性とホール音響特性を整合させ、音響機器の性能を十分に発揮させるための音場補正をする者を認定。	1
照明技術者1級 (日本照明家協会技能認定)	照明技術者として必要な知識を持ち、十分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	4
照明技術者2級 (日本照明家協会技能認定)	照明技術者として必要な知識を持ち、十分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	2
玉掛け技能者 (国家資格)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、安全作業上、重量に応じた吊下げ方法やロープの選択、重心を考慮した吊り点の選択が不可欠であり、玉掛け技能は必須。	6
フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育 (講習修了)	一般的な建設作業では5m以上その他の作業では6.75m以上を超える作業ではフルハーネス型の着用をすることになっており、墜落による労働災害の防止のための特別教育を受けることが義務。	2
小型移動式クレーン運転技師 (講習修了)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、吊下げたセット等を安全に昇降させるために、吊下げ物の周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能に応用。	2
映像音響処理技術者 (日本ポストプロダクション協会認定)	記録映像等の作品を制作する中で、良質なコンテンツ制作を技術面からサポート作業する技術者。	1

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア 人材育成のフレーム

限られた人材(人財)を育成するには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は不利な面がありますが、徐々に指定管理期間も長期傾向にあるため、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人財」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ

施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、人と人との交流、地域の活性化

心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

●上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ
(舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性を)

●ホール自らが主体となり創造していく拠点施設(創造型施設)となること

●創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件

●求められる職員＝施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性

・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性

その具体：・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員(プロデューサー等)

・創造的活動を行うための専門職員(制作、教育普及、広報宣伝、営業等)

・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員
(舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者)

・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能(資格)を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ 研修の強化

(ア) 接遇能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接遇研修を全職員対象に実施します。

(イ) アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、(一財)地域創造や(公社)全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

(ウ) 舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、(公社)全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

(エ) 管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

(オ) その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、

形骸化させることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは地域の類似団体との連携による研修の共同実施（各団体に共通する内容のもの）をするなど検討します。

ウ 意欲向上策

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断（援助）制度を導入しています。

(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。

また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

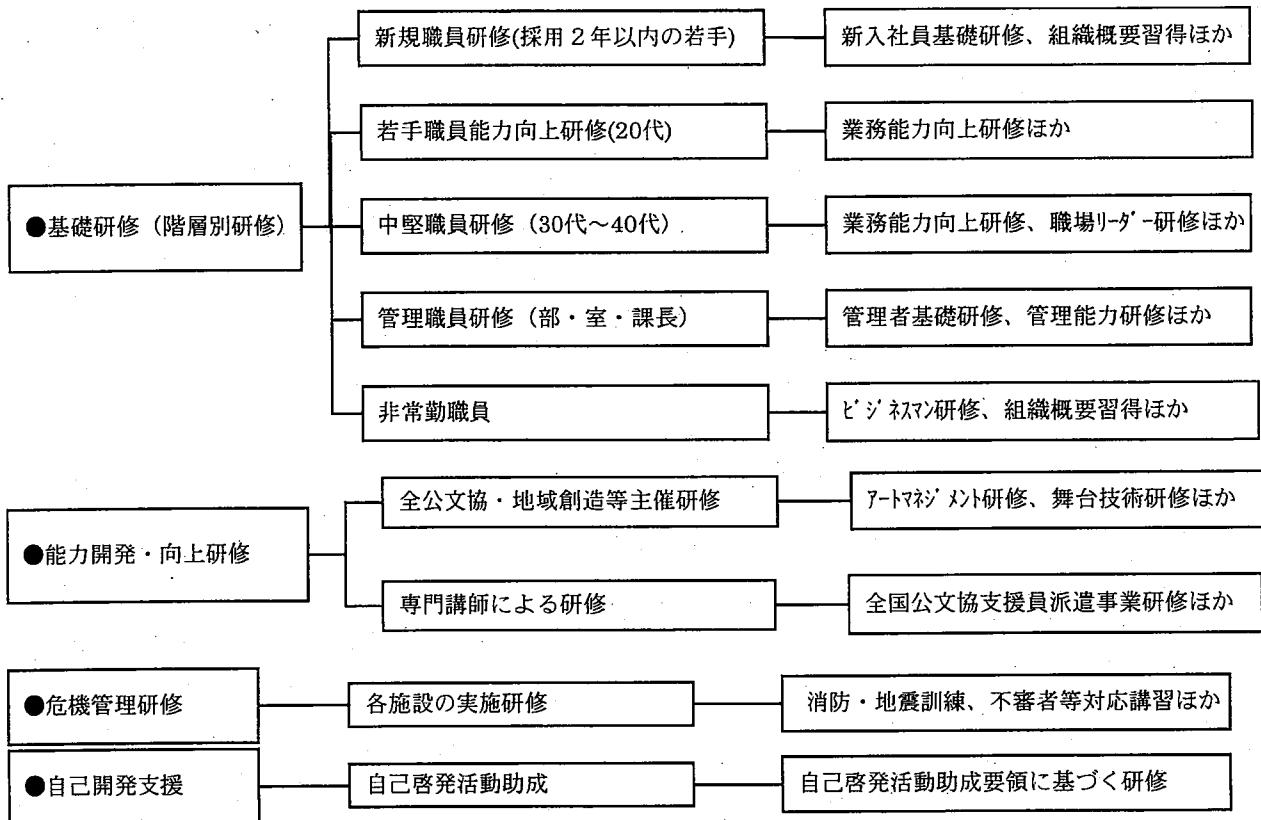
《職員研修システム》

【定義】

- a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化（課題発見及び解決） d 自己スキルアップ

【教育訓練】

- a OJT＝実地研修 b OFF-JT＝外部研修 c 自己啓発＝知識・技術スキルアップ



●その他財団研修

共通研修

人権研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修ほか

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特になし。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり

- 法定雇用率を達成している。
 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数45.5人未満の事業者であり

- 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
 認証登録されていない。



【男女共同参画推進企業認定証】
(初回認定：平成20年10月2日)
(更新認定：平成27年2月16日)



【TEASⅡ種認定登録証】
(初回登録：平成24年9月19日)
(更新登録：平成30年9月18日)
(有効期限：令和3年9月18日)



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
(制定日：平成24年3月12日)
(改訂日：令和元年5月8日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
(認定：平成26年5月21日)

(資料)

令和3年度鳥取県立倉吉未来中心利用率見込・利用者数見込

施設	利用率見込 (%)	利用者数見込 (人)	備 考
大 ホ ー ル	34.7	7,800	改修工事のため、4月～12月利用 停止
小 ホ ー ル	59.2	16,900	改修工事のため、4月～7月利用 停止
リ ハ ー サ ル 室	64.4	6,000	
練 習 室 1	77.0	2,000	
練 習 室 2	50.7	2,600	
セミナールーム1	60.8	6,900	
セミナールーム2	60.7	3,300	
セミナールーム3	66.3	18,200	
セミナールーム4	67.1	3,000	
セミナールーム5	55.2	2,500	
セミナールーム6	68.9	3,700	
セミナールーム7	56.2	4,800	
セミナールーム8	36.2	1,000	
セミナールーム9	54.9	1,500	
ア ト リ ウ ム	54.1	3,000	
団体事務局サロン	100.0	1,900	
合 計	—	85,100	

※利用率及び利用者数見込の算出にあたっては、平成29年度～令和元年度実績の平均値を基に、大規模改修工事及び新型コロナウイルス感染症による開催自粛等の影響(15%減少)を反映。